

東広島市迷惑電話防止機器購入費補助金 手続きの流れ

●事業概要

高齢者に対する特殊詐欺の被害及び悪質な事業者からの電話勧誘に起因して生じる消費者トラブルの防止のため、迷惑電話を防止する機能を有する固定電話機の購入費の経費の一部を補助します。

手続きは、**機器購入、設置後申請**です。また、補助金交付は**1世帯1回1台限り**とします。

●支援対象者 ※次の要件に全て該当する方

- ・東広島市に居住し、本市の住民基本台帳に登録されている人で、市税に滞納がないこと。
- ・補助金の交付申請をする日において、満65歳以上であり、かつ、満65歳以上の者のみで構成される世帯に属すること。

●補助対象機器

次のいずれかの機能を有する固定電話機

- ・事前に登録していない電話番号からの着信に対する注意を促す
- ・通話の内容を自動的に録音する及び着信の相手に対して録音する旨の応答を自動的にする
- ・迷惑電話である可能性のある相手からの着信を自動的に切断又は遮断する

※購入する固定電話機の機種などは「全国防犯協会連合会の推奨する優良防犯電話推奨品」を参考としてください。

※市内の店舗事業者からの購入が条件です。

●補助金の額及び交付

固定電話機の購入経費の2分の1を予算の範囲内で補助します。当該額の千円未満は切り捨てます。1件の上限額は10,000円

【例】 販売価格17,500円の固定電話機を購入する場合
 $17,500円 \times 1/2$ (補助率) = 8,750円 (千円未満切捨て)
⇒ 8,000円 (補助金額)

※次の経費については、**補助の対象経費となりません**ので、ご注意ください。

- ① 固定電話機の運送、設置費、ナンバーディスプレイ契約料、使用料および保証金等
- ② 転売品・中古品の固定電話機
- ③ 各販売店舗およびクレジットカードのポイント、クーポン、その他割引施策等ご利用分

●申請の方法

所定の補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に記入し、次の2点の添付書類を添えて市へ提出してください。

- ① 領収書（レシート可）の原本または写し（申請する年度の4月1日以降発行のもの）
※申請者の氏名、支払金額、支払年月日のほか機器の製造者、機器名称および型番の記載があるもの

- ② 迷惑電話防止機器の機能が記載されているカタログ、取扱説明書等の写し
※市が世帯状況や市税の納付状況を調査することに同意していただけない場合は、ご自身で証明書類を準備して、併せて市へ提出してください。

受付期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※予算額に達し次第、受付終了

●提出後

交付申請書兼実績報告書の提出後、申請内容を確認し、適当と認めたときは、2週間前後で補助金交付決定通知書が届きますので、速やかに補助金交付請求書を提出してください。提出されて、さらに2～3週間の後、指定された銀行の口座へ補助金が振り込まれますので、予めご了承ください。

●書類提出・お問合せ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 東広島市 生活環境部 市民生活課 市民相談係 電話（082）420-0922

※各支所地域振興課及び各出張所でも対応可能です。

※予算には限りがございます。申請は先着順で受付しますので、申請受付が可能かどうかなど事前にお問合せいただいたほうが確実です。